

公示第110号

- 一部改正 平成16年8月5日 公示第56号
- 一部改正 平成19年8月6日 公示第58号
- 一部改正 平成20年4月1日 公示第1号
- 一部改正 平成25年3月14日 公示第84号
- 一部改正 平成25年7月23日 公示第25号
- 一部改正 平成25年11月7日 公示第62号
- 一部改正 平成27年3月24日 公示第94号
- 一部改正 令和元年9月17日 公示第48号
- 一部改正 令和3年2月9日 公示54号

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等については、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、審査項目及びその適合基準に関する処理方針を下記のとおり定めたので公示する。

平成15年2月28日

北陸信越運輸局長 園田 良一

記

○許可（貨物自動車運送事業法第3条、第35条第1項）

許可申請事案に対する審査は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第5条及び第6条第1項並びに同法第35条第3項及び第4項の規定するところにより、厳正かつ公平に行うものであるが、次の項目については、それぞれの適合基準により審査する。

なお、審査にあたっては、必要に応じて事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。

I. 一般貨物自動車運送事業の許可（特別積合せ貨物運送を除く。）

項 目	適 合 基 準
1. 営業所 (1) 使用権	申請者が、その建物について2年以上の使用権原を有するものであること（自己所有の場合は、登記簿謄本等を添付。借入の場合は、契約期間が2年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が2年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみな

<p>(2) 立地条件</p>	<p>す。)</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)、農地法(昭和27年法律第229号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p>
<p>(3) 規 模</p>	<p>①事業遂行上、適切な規模であること(適切な規模とは、営業所としての専有面積が10㎡以上の場合、または10㎡未満であっても、机、椅子、電話等の事業運営上最低必要限度の設備を有し、かつ、運行管理面においても支障のないものと認められる場合をいう。)</p> <p>②営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、営業所として適切なものであることとする。なお、申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、写真を提出すること。</p>
<p>2. 事業用自動車 (1) 車両数</p> <p>(2) 使用权</p>	<p>①営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第3号で定める種別)毎に、5両以上であること(けん引自動車、被けん引自動車を含む場合の車両数の算定は「けん引自動車1両+被けん引自動車1両」を1両とする。)</p> <p>②共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。</p> <p>③けん引自動車、被けん引自動車の保有比率については、最低車両台数を上回る部分の規制はしないものとする。</p> <p>④霊柩運送または一般廃棄物運送を行う事業及び一般的に需要が少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。)の地域における事業を經營しようとする場合にあっては、①にかかわらず、取扱い貨物、営業区域等を限定する等9.に掲げるところにより条件を付することによって当該事業の經營を許可することができるものとする。</p> <p>使用权原を有するものであり、次の書面の提出により判断するものとする。</p> <p>ア. 自社(者)保有車両の場合は、自動車検査証の写し</p> <p>イ. 購入による場合は、車両売買契約書等の写し</p> <p>ウ. リース契約による場合は、契約期間が1年以上であるリース契約書の写し。なお、契約期間が1年に満たない場合であって</p>

<p>(3) 構造</p> <p>3. 車庫</p> <p>(1) 位置</p> <p>(2) 立地条件</p> <p>(3) 収容能力</p> <p>(4) 使用権</p>	<p>も、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。</p> <p>計画車両の大きさ構造等が輸送する貨物に適切なものであること。</p> <p>原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合するものであること（当該営業所からの直線距離が、新潟県、長野県にあっては5km以内、富山県、石川県にあっては10km以内に設置されるものであること。）。</p> <p>①都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> <p>②計画車両の通行において出入口の前面道路については、車両制限令に適合するものであり、その確認は、原則として幅員証明書により行うこととする（国道については、当該幅員が車両制限令に適合しているものとみなす。）。また、交通安全上支障がないものであること（必要に応じて、警察当局へ照会等を行うこととする。）。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権を有し、かつ、事業用自動車当該私道に接続する公道との関係において車両制限令に抵触しないものであること。</p> <p>①車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、かつ、計画車両の全てを収容できるものであること。</p> <p>②共同使用に係る事業自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うこととする。</p> <p>③他の用途に使用される部分と明確に区画されており、敷地内における車両の通行に支障がないこと。</p> <p>④事業用自動車を適切に収容することができることが確認できる写真の添付をもって、他の用途に使用される部分と明確に区画されていることを確認することとする。なお、申請時において車庫として整備が完了していない等特段の事情がある場合は、事後的に、写真を提出すること。</p> <p>申請者が、その土地、建物について2年以上の使用権原を有するも</p>
---	--

	<p>のであること（自己所有の場合は、登記簿謄本等を添付。借入の場合は、契約期間が2年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が2年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。）。</p>
<p>4. 休憩・睡眠施設</p>	
<p>(1) 位置</p>	<p>営業所または車庫に併設または隣接している等乗務員が有効に利用することができる位置にあること。</p>
<p>(2) 規模</p>	<p>①乗務員が有効に利用できる適切な規模及び設備を有する施設であること。なお、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2.5㎡以上の広さを有すること。</p> <p>②休憩・睡眠施設に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、乗務員が有効に利用することができる施設であることとする。なお、申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、写真を提出すること。</p>
<p>(3) 使用权</p>	<p>申請者が、その建物について2年以上の使用権原を有するものであること（自己所有の場合は、登記簿謄本等を添付。借入の場合は、契約期間が2年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が2年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。）。</p>
<p>(4) 立地条件</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p>
<p>5. 管理体制</p>	
<p>(1) 運転者</p>	<p>車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者が確保されるものであること。この場合、確保する運転者は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第3条第2項に違反する者でないこと。</p>
<p>(2) 運行管理者</p>	<p>営業所毎に選任を義務付けられる員数の常勤の運行管理者が確保されるものであること。</p>
<p>(3) 運行管理体制</p>	<p>①運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。</p>

	<p>②自動車運転者の勤務割及び乗務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準について」に適合するものであること。</p> <p>③車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。</p> <p>④事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告等の体制について、整備されていること。</p> <p>⑤運行管理の体制を記載した書類は別紙様式1を例とする。</p>
(4) 整備管理者	<p>選任を義務づけられる員数の常勤の整備管理者を確保されるものであること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものであること。</p>
(5) 点検及び整備管理体制	<p>①点検及び整備管理の担当役員等点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であること。</p> <p>②整備管理の体制を記載した書類は別紙様式1を例とする。</p>
(6) 危険物取扱者等の有資格者	<p>石油類、高圧ガス、毒物、劇物等危険物の輸送を行うものにあつては消防法等関係法令に規定する危険物取扱者等の有資格者が確保されるものであること。</p>
6. 資金計画	<p>①所要資金の見積もりが適切なものであること。</p> <p>②資金計画については別紙様式2を例とする。</p> <p>③所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が次により算定した所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。</p> <p>ア. 人件費 … 役員報酬及び健康保険料等の法定福利費を含む6ヶ月分</p> <p>イ. 燃料油脂費 … 燃料油脂費及び修繕費のそれぞれ6ヶ月分</p>

<p>7. 法令遵守</p>	<p>及び修繕費</p> <p>ウ. 車 両 費 … 車両取得価格〔改造費を含む〕（分割の場合は頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括の場合は取得価格。）、リースの場合は1年分のリース料金</p> <p>エ. 土地・建物費 … 土地、建物の購入費（分割の場合は頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括の場合は取得価格。）、賃貸の場合は1年分の賃貸料及び敷金等</p> <p>オ. 什器・備品費 … 取得価格（割賦の場合は未払金を含む。）</p> <p>カ. 保 険 料 … 自賠責（共済）保険料、任意保険料及び危険物を取扱う運送の場合は、当該危険物に対応する賠償責任保険料のそれぞれ1年分</p> <p>キ. 各 諸 税 … 自動車税の1年分及び自動車重量税、自動車取得税、登録免許税等</p> <p>ク. そ の 他 … 旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分</p> <p>④自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。</p> <p>⑤預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の（提示または）写しの提出をもって確認するものとする。</p> <p>⑥預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。</p> <p>⑦その他施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査する。</p> <p>⑧自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。</p> <p>⑨事業計画の変更については、特に必要な場合を除き、資金計画に関する審査を省略する。</p> <p>①申請者またはその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有すること。</p> <p>②健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務者が社会保険等に加入すること。</p>
----------------	---

	<p>③申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権または支配力を有する者を含む。））が、申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）または申請日以降に、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として在任していた者を含む。）ではないこと。</p> <p>（注）「悪質な違反」とは次の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、または隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合 b. 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為または社会的影響のある事故を引き起こした場合 c. 事業の停止処分を受けた場合 <p>④新規許可事業者に対しては、自らの安全輸送に対する意識を高めるため許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後1ヶ月以降3ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）の適正化事業指導員による巡回指導を実施するものとし、指導講習の未受講者及び巡回指導による改善が見込まれない場合等には、監査等を実施するものとする。なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に実施するものとする。</p>
8. 損害賠償能力	<p>①自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済に加入するほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。なお、事業用自動車が100両以下の事業者にあつては、生命または身体の損害賠償に係るものについては被害者一名につき保険金の限度額が無制限であるものとし、財産の損害賠償に係るものについては一事故につき保険金の限度額が200万円以上であるものとする。</p> <p>②石油類、化成品類または高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。</p>
9. 許可に付する条件	<p>①新規事業者に対しては、許可に際し、許可後1年以内に運輸を開始すべき旨の条件を付することとする。</p>

②運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内）に提出する旨の条件を付することとする。

③運輸開始前までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付することとする。

④霊柩運送事業

ア. 霊柩運送のみを行う事業については、許可に際し、「霊柩運送に限る。」（貨物自動車利用運送を行う場合にあつては「霊柩運送に限る（貨物自動車利用運送を除く）。」）旨の条件を付することとする。なお、車両数が適合基準に満たない場合は「発地及び着地のいずれもが〇〇県の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨を加えるものとする。

イ. 霊柩運送と霊柩運送以外の運送を兼営する場合については、許可に際し、「霊柩自動車による運送は、霊柩運送に限る。」旨の条件を付することとする。なお、霊柩運送の車両数が適合基準に満たない場合は「発地及び着地のいずれもが〇〇県の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨を加えるものとする。

⑤一般廃棄物運送のみを行う事業

一般廃棄物運送のみを行う事業であつて車両数が適合基準に満たない場合は、許可に際し、「一般廃棄物運送に限る。」（貨物自動車利用運送を行う場合にあつては「一般廃棄物運送に限る（貨物自動車利用運送を除く）。」）及び「発地及び着地のいずれもが〇〇市（町、村）の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨の条件を付することとする。

⑥一般的に需要が少ないと認められる島しょにおける事業

一般的に需要が少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）における事業であつて車両数が適合基準に満たない場合は、許可に際し、「発地及び着地のいずれもが〇〇島内の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨の条件を付することとする。

10. 貨物自動車利用運送を行う
場合の営業所関係

(1) 使用権

申請者が、その建物について2年以上の使用権原を有するものであること（自己所有の場合は、登記簿謄本等を添付。借入の場合は、契約期間が2年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出を

	<p>もって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が2年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。)</p>
(2) 立地条件	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p>
(3) 規 模	<p>事業遂行上、適切な規模であること（適切な規模とは、営業所としての専有面積が10㎡以上の場合、または10㎡未満であっても、机、椅子、電話等の事業運営上最低必要限度の設備を有し、かつ、運行管理面においても支障のないものと認められる場合をいう。）。</p>
(4) 業務の範囲	<p>「一般事業」または「宅配便事業」の別とする。</p>
(5) 保管体制	<p>保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。 ・保管施設は、所在地、面積、構造及び付属設備について、明記すること。</p>
11. 欠格事由	<p>施行規則第3条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号に規定する者には、申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者等が該当するものとする。</p>
12. その他	<p>許可書を交付する際には、以下のとおり取扱うこと。</p> <p>(1) 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に別紙様式4を例とし、これにより報告を求め、許可に付された条件等の遵守状況について確認を行うこと。</p> <p>(2) 施行規則第44条の規定に基づき、別紙様式5を例とし、これにより運輸開始の届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入及び納付義務を負う保険料の納付の徹底を図ること。</p>

II. 一般貨物自動車運送事業の許可（特別積合せ貨物運送に限る。）

特別積合せ貨物運送をする場合の一般貨物自動車運送事業の許可申請事案に対する審査は、I. の審査項目に加え、次の項目について審査する。

項 目	適 合 基 準
1. 荷扱所	

<p>(1) 使用权</p>	<p>①宅配便のいわゆる取次店等は、荷扱所に含めないものとする。</p> <p>②申請者が、その建物について2年以上の使用権原を有するものであること（自己所有の場合は、登記簿謄本等を添付。借入の場合は、契約期間が2年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が2年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。）。</p>
<p>(2) 立地条件</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p>
<p>(3) 規模</p>	<p>事業管理運営上支障のない規模であること。</p>
<p>2. 積卸施設</p>	
<p>(1) 使用权</p>	<p>申請者が、その建物について2年以上の使用権原を有するものであること（自己所有の場合は、登記簿謄本等を添付。借入の場合は、契約期間が2年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が2年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。）。</p>
<p>(2) 立地条件</p>	<p>①営業所または荷扱所に併設するものであること。</p> <p>②都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p>
<p>(3) 規模</p>	<p>①施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。</p> <p>②施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合うものであること。</p>
<p>3. 営業所及び荷扱所の自動車の出入口</p>	<p>複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、当該営業所及び荷扱所が「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」（昭和34年政令第320号）第4条及び第6条第1項の</p>

4. 運行系統及び運行回数	<p>基準により、当該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないものであること。</p> <p>①運行系統毎の運行回数は車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施設の取扱能力等から適切なものであること。</p> <p>②取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎が、的確なものであること。</p> <p>③取扱貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別紙様式 3 を例とする。</p> <p>④運行車の運行は、少なくとも1日1便以上の頻度で行われるものであること。ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ、山村等の地域における区間では、1日1便以下でも差し支えないものとする。</p>
5. 積合せ貨物管理体制	<p>①貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法または設備を有すること。</p> <p>②貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な作業管理体制を有すること。</p> <p>③貨物の紛失等の事故による苦情処理が的確かつ迅速に行いうる体制を有すること。</p>
6. 運行管理関係	<p>自動車運転者の勤務割及び乗務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」に適合するものであること。</p>

Ⅲ. 特定貨物自動車運送事業の許可

次の項目について審査する。

項 目	適 合 基 準
1. 運送需要者 (1) 特定の運送需要者	<p>①単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該荷主が宅配便等一部小口貨物を依頼している場合を除いてその荷主の総輸送量の80%以上の取扱いが可能であること。 <p>②運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。</p>

	<p>・常時、他の運送事業者による一車貸切輸送が行われていないものであること。</p>
2. 営業所	I.―1. に同じ。
3. 事業用自動車	
(1) 車両数	①営業所毎に配置する事業用自動車の数は、5両以上であること。ただし、特定の運送需要者の輸送量など実情に応じて北陸信越運輸局長が個別に認める場合においては、この限りではない。
	② I.―2. (1)②, ③に同じ。
(2) 使用権	I.―2. (2) に同じ。
(3) 構造	I.―2. (3) に同じ。
4. 車庫	I.―3. に同じ。
5. 休憩・睡眠施設	I.―4. に同じ。
6. 管理体制	I.―5. に同じ。
7. 資金計画	I.―6. に同じ。
8. 法令遵守	I.―7. に同じ。
9. 損害賠償能力	I.―8. に同じ。
10. 許可に付する条件	I.―9. ①～③に同じ。
11. 貨物自動車利用運送を行う場合	I.―10. に同じ。
12. その他	<p>①特定貨物自動車運送事業の許可は、特定の運送需要者に付与するものであり、既にこの許可を取得した事業者が、特定の運送需要者を新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自動車運送事業の許可申請手続を要するものとする。</p> <p>② I.―12. に同じ。</p>

○事業計画の変更認可等（法第9条第1項、第3項・第35条第6項）

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等の申請及び届出に関する審査は、次の項目についてそれぞれ審査する。

なお、審査にあたっては、必要に応じて、事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。

1. 事業計画の変更の認可及び届出の受理

(1) 事業計画変更のうち、次の事項については、Ⅰ. またはⅡ. の基準に適合するものであること。

①営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別。

また、特別積合せ貨物運送をする場合には、営業所及び荷扱所の位置、積卸施設の取扱能力、運行系統並びに運行日及び運行回数。

②新たに霊柩自動車を配置し、または、新たに普通車を配置しようとする場合の事業用自動車の種別の変更の事業計画変更認可。

③事業計画変更のうち事業規模の拡大となる申請については、ア～カの全てを満たすものであること（処分については、当局管内において受けたものに限る。）。

ア. 申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）または申請日以降に、貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

イ. 申請日前3ヶ月間または申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあつては、当局管内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。

ウ. 申請日前3ヶ月間または申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

エ. 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。

オ. 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

カ. 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務または特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

事業規模の拡大となる申請とは、新たに特別積合せ貨物運送及び貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる場合（当該合計が10両以下であるときを除く。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等をしようとするものをいう。

（2）事業用自動車の数の変更の認可

施行規則第6条第1項第1号に規定する「当該変更後の事業計画が法第9条第2項において準用する法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」には以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによることとする。

- ①変更後の事業用自動車の数がⅠ．－2（1）①に適合しない場合、減車によるものである場合にあつては災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあつては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めること。
- ②増車を行う場合であつて、ア～ウに該当する場合等法令遵守が十分でないとき、（1）③の基準に準じた審査を行うこと。
 - ア．変更を行おうとする者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である場合
 - イ．変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である場合
 - ウ．変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合
- ③増車を行う場合であつて、変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる場合（当該合計が10両以下であるときを除く。）、（1）③の基準による審査を行うこと。
- ④増車については、申請者が当局管内において、貨物自動車運送事業法及び道路運送法違反により車両使用停止（禁止）以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

（3）事業用自動車の数の変更の事前届出

- ①届出者は、あらかじめ別に定める届出書及び添付書類により提出し、その内容が真正なものであること。繁忙期等においては当日に確認の処理をすることが困難な場合があるため、できる限り実施予定日より前に提出するよう努めること。

②増車については、届出者が当局管内において、貨物自動車運送事業法及び道路運送法違反により車両使用停止（禁止）以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

(4) 事業計画変更の事後届出

北陸信越運輸局長が指定する区域内における営業所の位置の変更については、車庫との距離制限上支障ないものであること。

(5) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更

車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事業計画の変更の認可申請及び届出に係る場合は、協定書等の提示をすること。

(6) 法令遵守

(1) ③オ. により確認を行う報告・届出義務違反は、報告・届出義務の種類ごとに、直近に当該報告・届出の期限が到来しているものを対象とする。

2. 運送約款の認可（法第10条第1項）

(1) 施行規則第11条に規定する記載事項が明確に規定されていること。

(2) 運賃・料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

(3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

(4) 運賃・料金の收受に関して、施行規則第12条に該当する場合を除き、運賃と料金とを区分して收受する旨が明確に定められていること。

(5) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービス等の独自の約款の設定（変更）を行おうとする場合は、当該サービスの特殊性が認められるものであること。

3. 事業の譲渡譲受の認可

(1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続きによることとする。

(2) 事業を譲り受けしようとする者について、I. 基準に適合するものであること。

4. 合併、分割または相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人または相続人について、I. の基準に適合するものであること。

5. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、または廃止する場合に限ることとし、事業の一部の休止また

は廃止については、事業計画の変更の手続を行うこと。

6. 特定貨物自動車運送事業の事業計画等の認可申請等

この処理方針を準用するものとする。ただし、事業計画の変更認可等1. (1) ③カ及び(2)を除く。

附 則

(適用の日)

1. この処理方針は、平成15年4月1日から適用する。
2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」(平成14年7月1日付け公示第27号)及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等に関する処理方針について」(平成14年7月1日付け公示第28号)は、平成15年3月31日限りで廃止する。

(係属事案に関する経過措置)

3. この処理方針適用の日以前に受理した事案の平成15年4月1日以降における処理については、次によるものとする。
 - ①「車両数」及び「法令遵守」に関する審査については、1.にかかわらず、なお、旧処理方針(平成14年7月1日付け公示第27号)により処理する。
 - ②上記①以外の事項(「許可に付する条件」を含む。)については、この処理方針により処理する。

附 則 (平成16年8月5日付け公示第56号で一部改正)

この改正処理方針は、平成16年9月1日以降、北陸信越運輸局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。

附 則 (平成19年8月6日付け公示第58号で一部改正)

1. この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請事案について適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則 (平成20年4月1日付け公示第1号で一部改正)

1. この公示は、平成20年7月1日以降に受理する申請事案について適用する。

附 則 (平成25年3月14日付け公示第84号で一部改正)

1. この公示は、平成25年5月1日以降に受理する申請事案について適用する。

附 則 (平成25年7月23日付け公示第25号で一部改正)

1. この公示は、平成25年7月23日以降に受理する申請事案について適用する。

附 則（平成25年11月7日付け公示第62号で一部改正）

1. この公示は、平成25年12月1日以降に受理する申請事案について適用する。

附 則（平成27年3月24日付け公示第94号で一部改正）

1. この公示は、平成27年6月1日以降に受理する申請事案について適用する。

附 則（令和元年9月17日付け公示第48号で一部改正）

1. この公示は、令和元年11月1日以降に受理する申請事案について適用する。

附 則（令和3年2月9日付け公示第54号で一部改正）

1. この公示は、令和3年4月1日以降に受理する申請事案について適用する。

所要時分 : 分

- 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間
 - 出庫時（ 時から 時まで）
 - 帰庫時（ 時から 時まで）

点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）

- 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
 - 移動手段 :
 - 所要時分 : 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

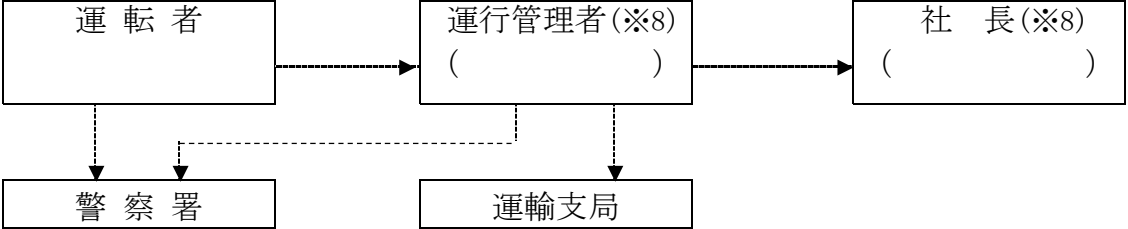
○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 - 有（実施時期（※7）； 箇月以内）
 - 無
- 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 - 有
 - 該当無し

○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 - 有（実施時期（※7）； 箇月以内）
 - 無
- 積載量確認方法
 - 計量器による
 - 運送依頼票による

○ 事故処理連絡体制



(※6) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」(平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号)

(※7) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※8) () 内に連絡先の電話番号を記載する。

- 苦情処理体制
- 苦情処理責任者 氏名： (役職等：)
- 苦情処理担当者 氏名： (役職等：)

○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準きゅう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を設定する。

- 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 : 人 ・ 確保予定人員 : 人

- 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無 有・ 無）

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	一日当たりの拘束時間		1箇月当り の乗務日数	運転時間			休息时间
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	勤務と勤務の間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

事業開始に要する資金及び調達方法

1. 事業開始に要する資金

項目	金額	明細
人件費		
役員報酬		月額 円×6ヶ月分
給与		
運転者		人×月額 円×6ヶ月分
運行管理者		人×月額 円×6ヶ月分
整備管理者		人×月額 円×6ヶ月分
事務員		人×月額 円×6ヶ月分
その他		人×月額 円×6ヶ月分
手当		
運転者		人×月額 円×6ヶ月分
運行管理者		人×月額 円×6ヶ月分
整備管理者		人×月額 円×6ヶ月分
事務員		人×月額 円×6ヶ月分
その他		人×月額 円×6ヶ月分
賞与		
運転者		給与月額×1回給与のヶ月分×支給回数 回×1/2
運行管理者		給与月額×1回給与のヶ月分×支給回数 回×1/2
整備管理者		給与月額×1回給与のヶ月分×支給回数 回×1/2
事務員		給与月額×1回給与のヶ月分×支給回数 回×1/2
その他		給与月額×1回給与のヶ月分×支給回数 回×1/2
法定福利費		
健康保険料		(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000
厚生年金保険料		(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000
雇用保険料		(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000
労災保険料		(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000
厚生福利費		給与、手当、賞与の2%を見込む
燃料費		月間総走行キロ km ÷ ㊦ 当たり走行キロ km × ・ 当たり単価 円×6ヶ月分
油脂費		燃料費3%を見込む
修繕費		
外注修繕費		1両月額 円×6ヶ月分 × 両
自家修繕費・部品費		1両月額 円×6ヶ月分 × 両
タイヤチューブ費		月間予定 本使用×1本単価 円×6ヶ月分
車両費		
購入費		分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払い

		の場合は取得価格
	リース料	リース料の1年分
施設購入・使用料		土地、建物の購入費（分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格）又は賃貸料の1年分
什器・備品費		取得価格
施設賦課金		別掲（自動車税及び自動車重量税の1年分、環境性能割）
保険料		別掲（自賠責保険、任意保険の1年分）
登録免許税		
その他		旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分
合 計		事業開始に要する資金の合計
自己資金額		2. による自己資金の合計

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	環境性能割	自賠責保険	任意保険

※任意保険における対人賠償は、一名につき 無制限
 対物賠償は、一事故につき 200万円以上 で計画しています。

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項 目	申請事業充当額
預 貯 金 額	
その他流動資産 (内現金額)	()
そ の 他	
調達資金合計 (自己資金額)	

様式3

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数		月間	日・年間	日
輸送品目				
年間輸送トン数				
輸送区間				
一回	走行キロ			
	実車キロ			
	空車キロ			
車両の積載量				
車体の形状				
一両当たり	一日の運行回数			
	一日の輸送トン数			
	年間の走行キロ			
車両数				
年間の走行キロ				
総輸送トン数				
総走行キロ				

運 輸 支 局 長
殿

住 所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）
貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が調いましたので報告いた
します。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

- 運行管理者 令和 年 月 日提出済。
 整備管理者 令和 年 月 日提出済。

	氏 名	氏 名
運行管理者		
整備管理者		

- 最低車両数の規定を受けない事業者。（霊柩・一般廃棄物・島しょ）

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名
1		6		1 1	
2		7		1 2	
3		8		1 3	
4		9		1 4	
5		1 0		1 5	

3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	令和 年 月 日	—	—
雇用保険	令和 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	令和 年 月 日		

加入義務なし（ 名）

加入義務がない理由

4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定時期を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要です。）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）

様式5

令和 年 月 日

北陸信越運輸局長

殿

住 所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、令和 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

- 対人賠償額無制限の保険に加入しました。
- 対物賠償額200万円以上の保険に加入しました。

社会保険等加入状況

- 労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み

添付書類

- ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。）
- ・一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・自動車検査証（車検証）の写

- ・ 営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）